

令和6年度

備前市健全化判断比率及び資金不足
比率審査意見書

令和7年8月

備 前 市 監 査 委 員

本意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により備前市長から審査に付された令和6年度備前市健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和7年8月

備前市監査委員	小野田 隼也
同	尾川 直行

目 次

ページ

第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点	1
第5 審査の主な実施内容	2
第6 審査の実施場所及び日程	2
第7 審査の結果及び概要	2
1 総括意見	2
2 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 図表中の比率は、原則として、表示単位未満を四捨五入している。
- 2 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「―」・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの
「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」・・・・・・ 負数
- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表記していない。

(例) 備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）

→備前市会計規則（平成17年規則第57号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

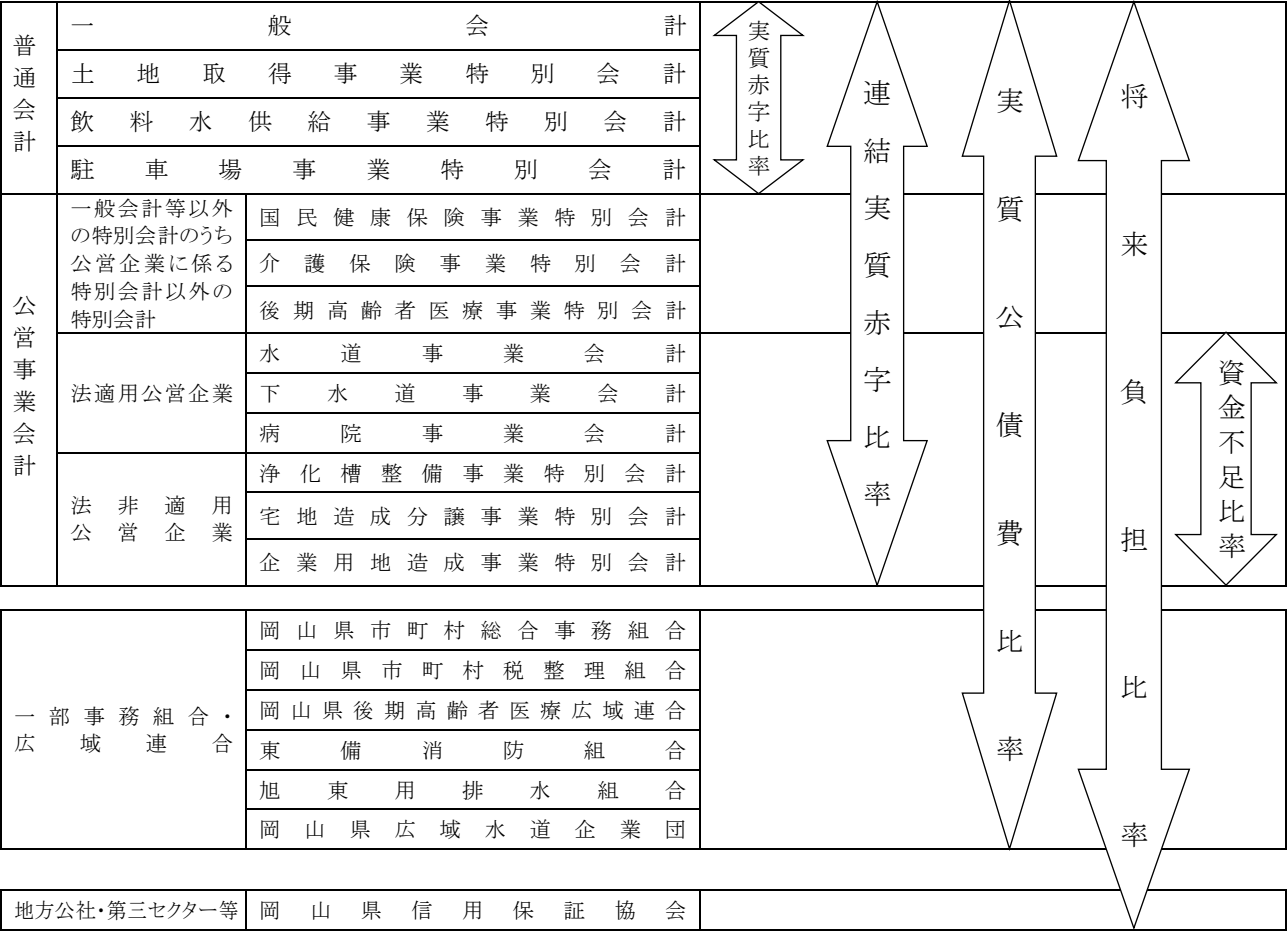
第2 審査の種類

- 健全化判断比率審査（法第3条第1項の規定による審査）
- 資金不足比率審査（法第22条第1項の規定による審査）

第3 審査の対象

令和6年度備前市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等

図 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象



第4 審査の着眼点

合規性、実在性、網羅性、評価の妥当性、表示の妥当性等

第5 審査の主な実施内容

証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して審査を実施した。

第6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）
日程：令和7年7月19日から同年8月19日まで

第7 審査の結果及び概要

1 総括意見

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△7.50)	— (△8.85)	— (1.35)	12.99	20.00
連結実質赤字比率	— (△38.45)	— (△46.48)	— (8.03)	17.99	30.00
実 質 公 債 費 比 率	8.6	9.1	△0.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	— (△35.3)	— (△21.5)	— (△13.8)	350.0	

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はないため「－」で表示した。
(注2) 各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等¹を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の実質赤字比率については、該当の数値はない。

¹ 普通会計

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計²を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等³が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均である。

令和6年度の実質公債費比率は8.6%で、前年度に比べ0.5ポイント改善している。

エ 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等⁴が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和6年度の将来負担比率については、該当の数値はない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %、ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
浄 化 槽 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
宅 地 造 成 分 譲 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
企 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

令和6年度の各特別会計及び事業会計における資金不足額はなく、資金不足比率については、該当の数値はない。

² 普通会計＋公営事業会計

³ 普通会計＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合

⁴ 普通会計＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合＋地方公社・第三セクター等